

二豊のユウジャク：現地調査の方法による中世村落 史研究への試み

服部， 英雄
九州大学大学院比較社会文化研究院：教授：日本史

<https://hdl.handle.net/2324/17769>

出版情報：大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要．5， pp.11-107， 1988-03-31．大分県立宇佐
風土記の丘歴史民俗資料館
バージョン：
権利関係：



第2部 福岡県（豊前国）

（I） 企救郡

① 北九州市小倉南区（旧曽根村）上曽根の用尺

上曽根の鎮守宗像神社に接して東北に用尺がある。日豊本線の200メートルほど西にあり、面積は1町程の乾田である。中小河川である貫川には下曽根・中曽根を灌漑する大井手が設けられ、その下流に上曽根を灌漑する杓波井堰、尾又井堰、田中井堰が設置されていたが、用尺には杓波堰の水がかかっていた（現在は昭和14年頃にできた昭和池〈朽網〉の水を杓波堰の少し上流の吹き上げに導水して利用している）。

杓波堰からは左岸に延兼川、右岸に勝円川、そして勝円川から中ヶ田溝が分かれるが、用尺には勝円川の水が行く。

用尺の南東に仏生、南西の宗像神社周辺には油田、尻免（シュリメン）、八月神田、大神田等の小字名がある。中世文書に仏餉灯油料という言葉がしばしばみられる。仏生は仏餉（仏聖、仏に供える米）料田であり、油田は灯油料田であろう。尻免は修理免であり寺社の修理用途を負担する田であろう。いずれも寺社の経営に深いかかわりをもつ仏神田と考えられるが、この用尺もかつては仏神田であったものが、ある段階で領主直営田に転用されたものかもしれない。

用尺は乾田である。『曽根村土地宝典』によると各水田の評価は用尺82～80、中ヶ田80～78、仏生80、立花、キク83、大樋77～75、尻免75、宮ノ前81、下夕田81等となっており、用尺が一带の最良田であったことがわかる。

寛政7（1795）年、千間土手により曽根開作（曽根新田）が完成したが、なお万延頃（1860～）にも上曽根、中曽根、下曽根併せて塩浜21町、塩焼小屋81軒があった（『企救郡誌』）。近世前半までの海岸線は日豊本線、国道10号線の近辺と考えたい。この地域には浜田、新貝等（開）の地名があり、現実には田中井堰までは海の魚のボラが上ってくる。延兼川の流末には小字唐戸口、唐戸尻が、勝円川及び中ヶ田溝流末には小字大樋ノ口、大樋尻がある。いずれも感潮水（塩分を含む水）の浸入を防ぐ唐戸・大樋が設けられていたが、『企救郡誌』によれば唐戸は享保15（1730）年に作られたものという。

大樋・唐戸周辺の標高は2メートル、一方



〈上曽根の用尺と宗像神社の森〉

用尺は3～4メートルであった。用尺は潮の影響を受けにくい古田・良田だったといえよう。

なお建武4（1337）年に「曾祢弥四郎入道跡」が後藤浄全に宛行われ（鍋島文書、『南北朝遺文』1-1305）、永禄3（1560）年には「規矩郡曾祢保之内」が足立氏に宛行われている（足立悦雄氏文書〈『大分県史料』26〉）。また宗像神社勧請は大治2年と伝えるが、この神社周辺を上曾根のうち勝円と呼ぶ。豊前建久図田帳・宇佐宮領注文（到津文書）では田川郡・京都郡などに散在する勝円がみえるが、この勝円も何らかの関連が考えられよう。（聞取調査・安光^{ひとし}篠氏〈昭3生〉より）

※ 『福岡県史料』に小倉南区（旧曾根村）中曾根の用尺、同下曾根の用尺が掲載されているが、『土地宝典』あるいは聞取調査では確認できなかった。中曾根及び下曾根分には大石、兼突^{かねつぎ}、油田、大分^{おおわか}り、植松、大樋ノ口、大力等上曾根の小字と共通する小字がみえている。明治15年の小字名調査のおり、戸長が出作関係等のあった上曾根分耕地をも、それぞれ中曾根分、下曾根分として調書を提出したのではあるまいか。

② 北九州市小倉南区小森のヨウザク

明治15年小字名調（『福岡県史資料』）は呼野にヨウシャク、小森にヨウザクと小字名を記している。北九州市は小字名を廃止しており、市役所等行政機関で小字名の確認作業をすることはできないが、聞取りの結果では呼野にはヨウシャク地名はなく、小字名調でヨウシャクの前後に記されている白谷口、向小森下、ヤケヤ、御伊勢原等はいずれも小森の小字であることが判明した。即ち呼野分とされていたいくつかの小字は小森分の誤記だったのである。

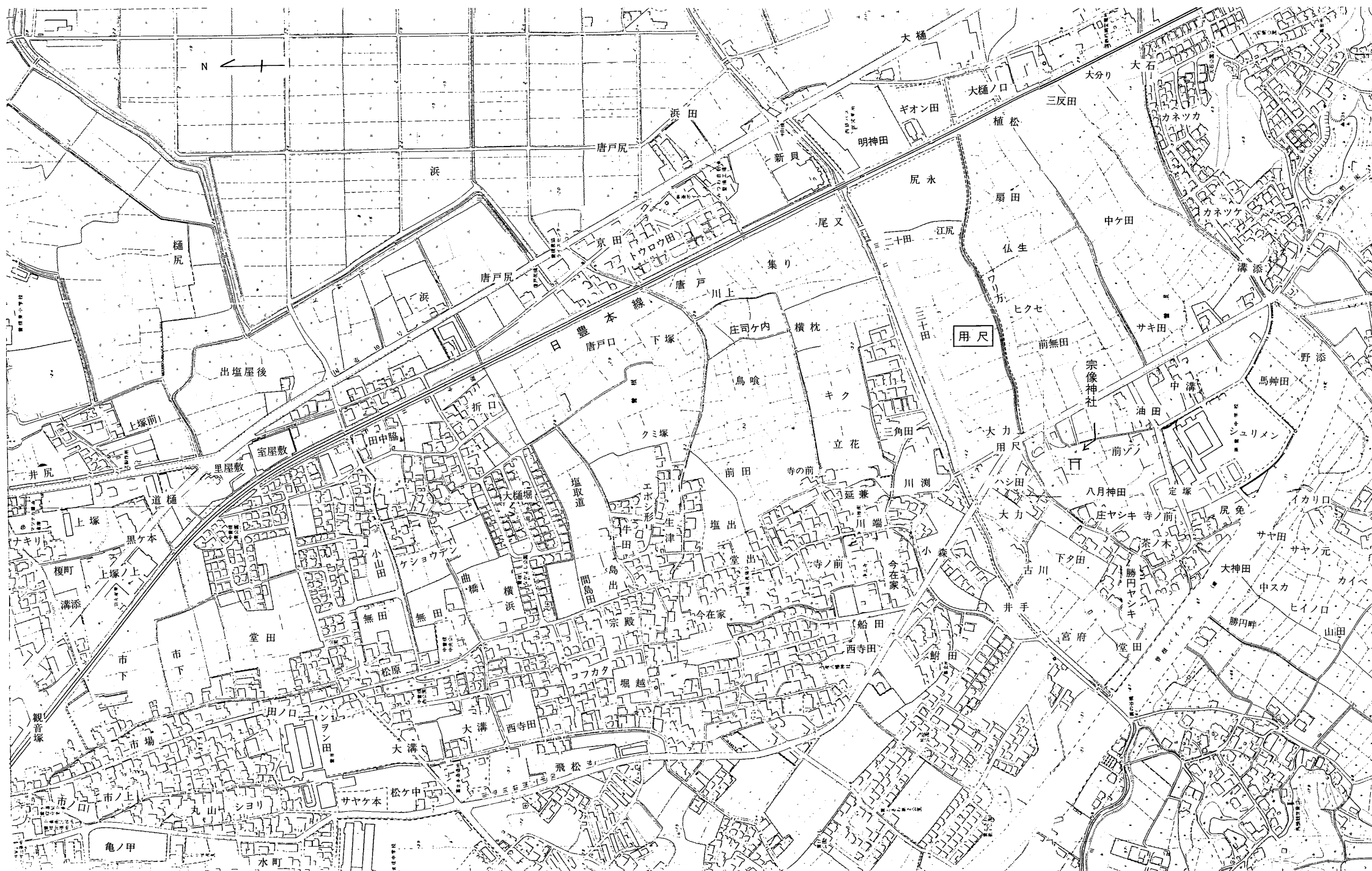
ヨウジャクは小森のうちでも東谷川（通称大川、紫川）の右岸、向小森にある水田をさす。大川には上溝、中溝、山のはないぜ、五ただいぜ、ふたなかいぜ、下のふたなかいぜ、城川^{じょうがわ}いぜ、草場いぜ等多くの井堰が設けられていたが、ヨウジャクには城川いぜの水がかかった。この城川いぜのかかる範囲を中のきれ筋とிட்டが、小森のうち最高田といわれるのは中台とこの中のきれ筋で、土1升米1升といわれ、戦前でも10俵はとれた。但し柿の木田あたりが一等田で、ヨウジャクはそれより少し落ちるそうであるが、乾田で麦も作った。平尾台から草をとり「かしき」（刈敷）を入れるほか、馬糞や八幡からの人糞等を肥料として使ったという。（聞取調査：中村茂氏〈明38生〉、節原幸正氏より）

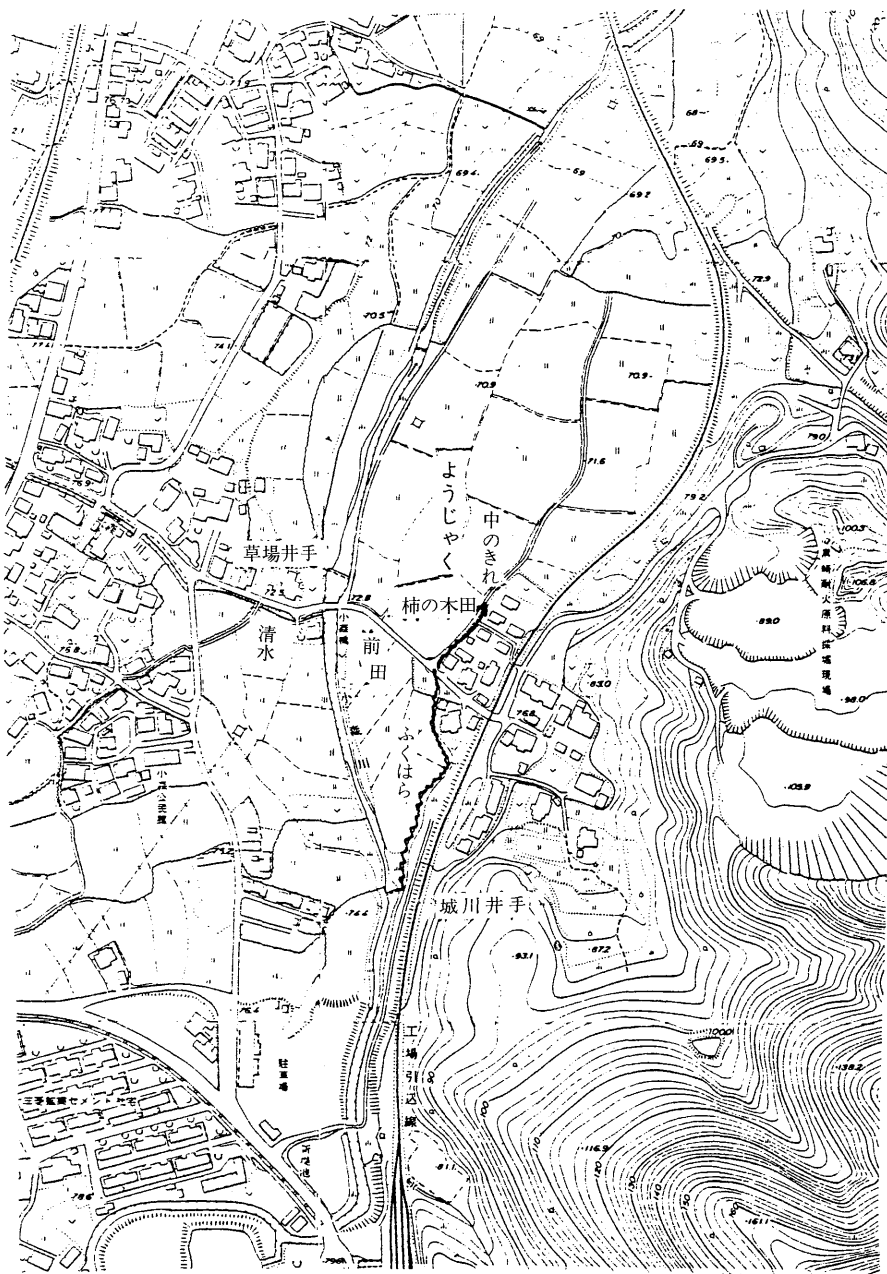
③ 北九州市小倉北区（旧小倉市板櫃村）到津の用寂（用作）

「到津庄 四至東限古駅岳并大路 南限高杯山 西限筑前遠賀界 北限海

件四至寛弘四年五月廿五日国符之由、見于保延七年宰府問注也

田数百卅丁 用作一丁





〈小森のヨウジャク〉

件庄田者、守宗岳朝臣為成任、寛弘四年四月十五日、規矩郡内散在御封田百八十二丁八段余内、相博立券之」

上記は『宇佐大鏡』の引用である。到津^{いとうづ}は宇佐八幡宮領本御荘17ヶ所のうちの一つで、宇佐社家^{うさ}到津氏の苗字の地でもあった到津荘の故地である。『宇佐大鏡』はこの荘に1町の用作があったと記しているが、『福岡県史資料』によればこの到津に「用寂」地名があった。

今日の到津一帯は小倉市街の中心に近く、早期から市街地化しており、戦前に区画整理が実施された。今日ではビルも林立し到津荘をしのび得るものは鎮守到津八幡社のみとなり、水田は全くない。少年時代に水田が存在していたことを記憶する人はいても、実際に耕作を経験した人はきわめて少ない。私は法務局小倉登記所・閉鎖地籍図の閲覧を行なったが、小字用寂を示す地籍図や土地台帳はみつけれず、また聞取調査でもこの小字地名を記憶する古老にめぐりあうことはできなかった。但し木島甚久「郷土と荘園制に関する資料——小倉市を中心として——」（小倉郷土会『記録』6・昭34）には、

「到津八幡社の社家石崎さん（※前宮司信義氏）のお話では板櫃川に用作堰というのがあって、ここから灌漑用水を導いて用作の田を作っていたと云う。用作田で穫れた米を以って神前に供える供神米としていたと語って下さった」

と記されている。到津の用作（用寂）は到津八幡社に供神米を出す水田であったことがわかる。

そこでこの記述を手がかりに、帰京後不在でお話の聞けなかった古老数名に手紙で問い合わせたところ、植村正氏（大5生）より氏の叔母にあたる畑間マツさん（88才、明32生）が17才の頃ヨウジャクで田植をしたことがある旨、返事をいただいた。現在の岩渕橋の近辺、旧板櫃村の最西端、板櫃川の最上流部にヨウジャク井手があり、その井手より引水する周辺をヨウジャクといったらしい。

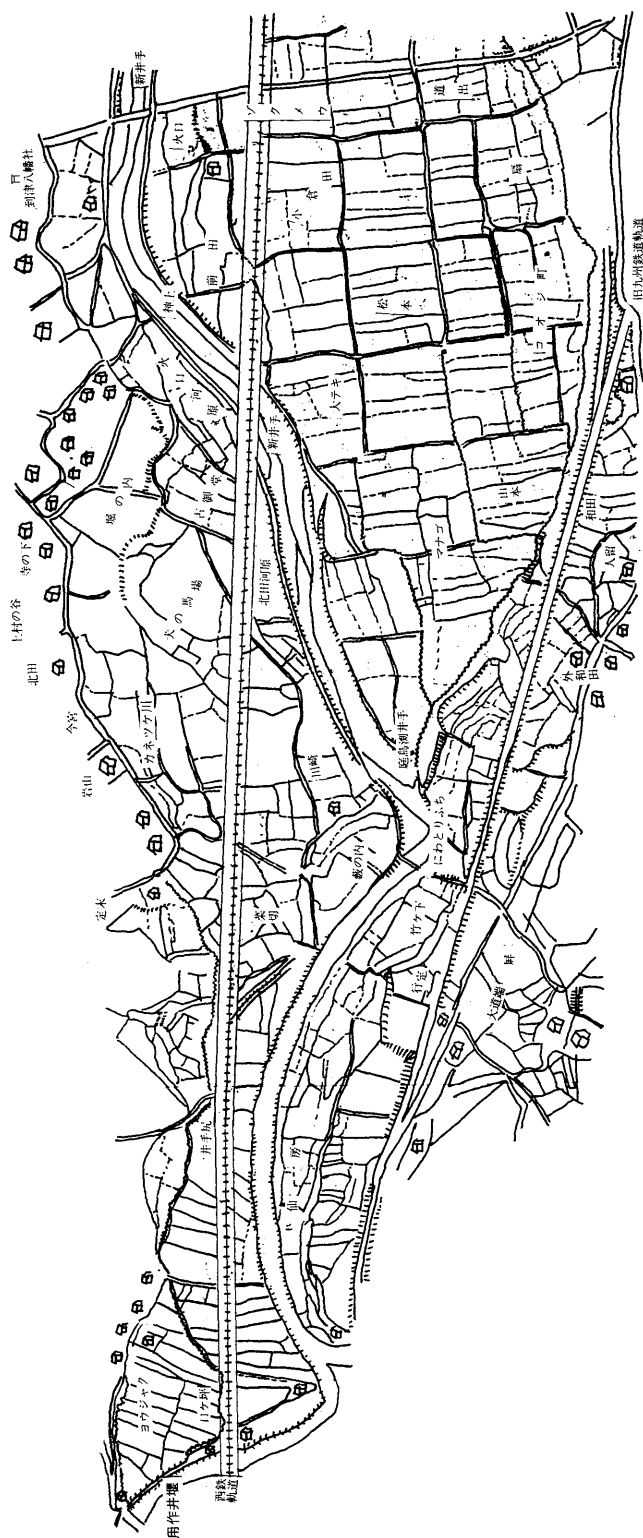
そこで再度、植村氏、畑間さんをたずね、お話を聞いた。その結果マツさんがヨウジャクで田植したのは大正天皇御大典の時、大嘗祭齋田御田植式の時に到津八幡社氏子中より選ばれた5人の早乙女の内、1人がマツさんだったということがわかった。

この御田植の記録は『到津八幡神社小史』（大山宏著、昭59刊）に詳しいが、齋田決定は「養水板堰川第一番井堰より掛る井手口春吉所有田地とす」とあって、村内で最も清らかな水で養われる田として御齋田に選ばれたようである。

この時の写真を西村セツノ氏宅で拝見したが、氏子中総出のはなやかなものだったらしい。早乙女は古代の田植の曲で、

「到津口ケ坪良ヒ米处、由紀ノ御田ハ殊ニ良ヒ、水ニ流レズ 旱リニ枯レズ 露ノ玉苗美クシヤ」

〈到津の用寂〉



と歌い、雑色3名がこれに従い苗を与えたという。この歌詞はその時の作歌であろうが、いかにも中世の用作田のあり方を髣髴させる光景ではなかろうか（口ケ坪は用作所在地の字名である）。

区画整理以前の到津の耕地のあり方がわかる地図に清末襄氏所蔵明治25年到津村大絵図、西村セツノ氏所蔵到津村区画整理計画図などがあり、ある程度まで小字の復原も可能である。また植村正氏の記憶によれば、板櫃川には上流から用作井手（左岸）、庭鳥淵井手（右岸）、新井手（右岸）、神上井手（右岸）、名称不明の井手（右岸）があり、溜池は金比羅池の水が今宮周辺にかかったという。

また宝永3（1706）年到津八幡神社御水帳（到津八幡神社文書、前掲書所収）には宮の下井手掛、原井手掛がみえている。

大絵図には村の西端から字宮の下までを灌漑する幹線水路がえがかれており、これが宮の下井手、用作井手、第一番井堰といわれるものであろう（但しその上流にも水路が書かれているが、この井手から派生したものか、別の井手から取水したのかははっきりしない。別の井手があったのなら、それが用作井手になろう）。いずれにせよ字口ケ坪のうち一番井堰に最も近接した水田がヨウジャクであった。

なお、字堀の内、古御堂などが八幡社直下にあった。また名に由来すると思われる字行定、定末もある。

到津村の中近世の耕地状況を示す史料には先述した八幡宮文書中の近世文書の他に清末文書（清末襄氏旧蔵・現九州大学文学部所蔵文書）中の中世坪付等があり応永21（1414）年、弘治3（1557）年、永禄7（1564）年、慶長12（1607）年等の清末名坪付注文があり、そこにみえる寒月^{サブツキ}、ナキリ（菜切）、小松原、水町、竹下、クツレ（崩）、神楽田、河原田、八王子、今宮、等多数の中世地名も小字名として現存していた（現在は小字は廃止され市役所での閲覧・調査は困難となっている）。

（聞取調査・清末襄氏〈大12生〉、石崎信秀氏〈昭7生〉、植村幸男氏、植村正氏、畑間マツ氏より）

④ 北九州市小倉南区（旧曾根村）葛原の用作

現在の上葛原^{くずはら}1丁目に練ノ木池^{ねり}があるが、その池の南東に用作^{ようじゃく}がある。日豊本線の南150メートル程の位置になる。一帯は粘土^{ねんど}つちの湿田で麦は作らない。灌漑水源は練ノ木池で45町ほどにかかり、補助池に大池があった。用作は全体では良い方だが戦前で4俵ほど、今はよくとれて8俵、平均7俵ほどとのことである。

『曾根村土地宝典』によると用作78、トイデ78、タギ78、寺田78～76、ミノ田76、ミ子町78～75、鴨田75、大リョウジ76、立割75、横割76等となっており、用作周辺が一番よく、竹馬川に近くなるにつれて等級が落ちていくことがよくわかる。



〈葛原の用作〉

用作の標高は4メートル弱であるが、その東方標高3メートル程の位置に小字大樋がある。この大樋も①上曾根の大樋や唐戸に同じく感潮水の逆流浸入を防ぐためのものであろう。事実これより下位、標高2メートル台の水田地名は惣市浜、浜田等浜地名が多く、さらに葛原本町南東、標高1メートル台の水田は内浜、下浜のように浜そのままの小字名が付されており、近世の干拓による開作が行なわれる以前の海岸線ならびに満潮時における潮水の逆流範囲をよく示すものといえよう。

用作はこうした近世以前における安定田、良田をよく示している。

なおこの葛原の用作及び葛原本町の門田地名に言及した研究に、轟次雄「門田地名と『土豪』屋敷について」（『地域相研究』12・1983）があるので参看されたい。ちなみに門田は東迫、善ヶ迫池等のかかりで、等級は75と、用作よりやや良田となっている。

（Ⅱ） 田川郡

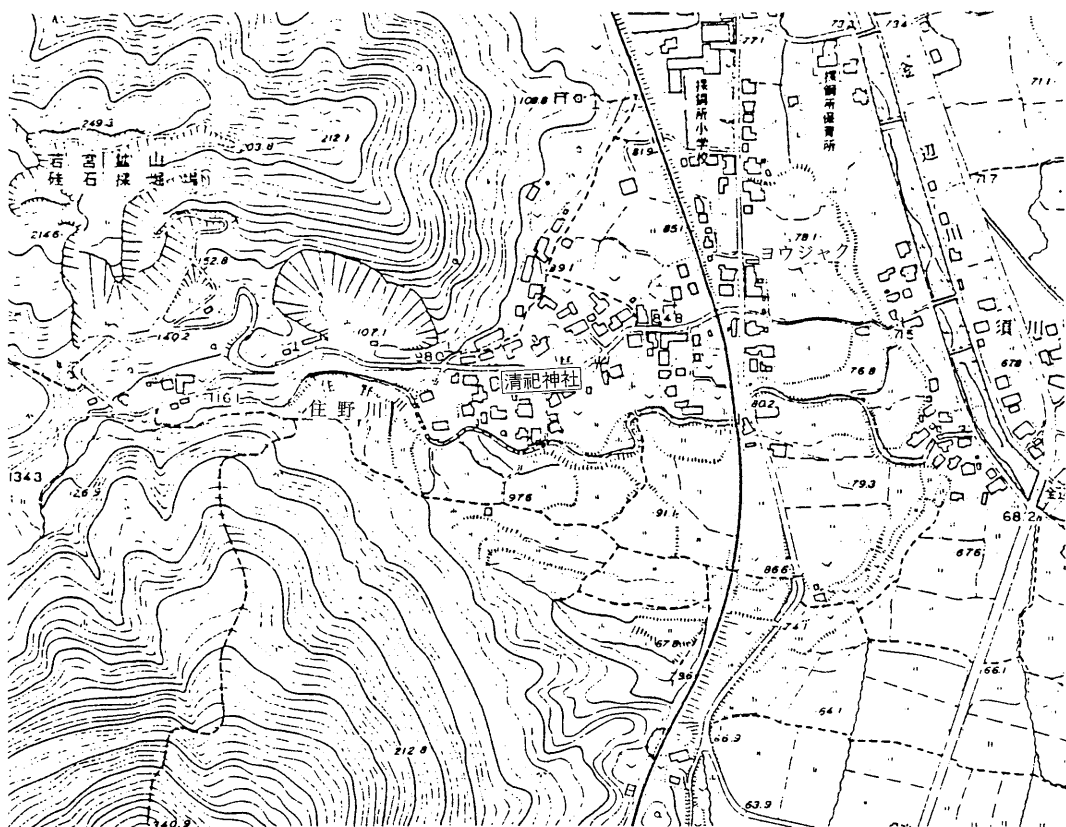
⑤ 香春町（旧採銅所村）下採銅所のヤウジャク

明治15年小字名調は、上採銅所に「ヤウジャク」、採銅所町に「ヤフジャク」を記すが、現実には下採銅所の長光にヨウジャクがあり、その地の本田義実宅を屋号ヨウジャクといい、その周辺の田の小字をヨウジャクという。香春町役場採銅所支所の土地台帳を見る限りは、ほかに管内にヨウジャク小字はない。

この長光には福岡県指定史跡となっている清祀殿と長光家（本庄屋、訛って「もとじゃ」）があり、延喜主税式、三代実録（元慶2年3月15日条、仁和元年3月10日条）等に見える田川郡三の岳採銅の遺跡に比定されており、この地の鑄鏡が宇佐宮奉納神鏡となったという（『香春町誌』（昭41刊）所収長光家古書）。

一帯は住野川に設けられたおばたけ尻井堰が左岸を、その下流みの井堰が右岸を灌漑し、前者のかかりは14～15町、その中にヨウジャクも含まれている。一等田地はヨウジャクに隣接するおばたけ尻で、ヨウジャクはそれより落ちるところもあるが、よくとれるところもあるとのことで乾田である。この地のヨウジャクに関説するものとして、『古宮八幡宮と宇佐神宮の御神鏡』（昭53）、村上友一「採銅所地名の聞書帳」（『かわら』20、昭58）等の研究がある。（聞取調査：大久保秋夫氏〈大12生〉より）

※田川郡にはほかに⑥添田町（旧津野村）下津野の馬場用作、⑦同中山用作、⑧同小ヶ倉用作の3ヶ所が明治15年字小名調に見えるがいずれも未調査である。⑥～⑧については固有名詞（地名）が冠されている。津野ダムによる水没地域に関わる民俗報告書『津野』（添田町刊）に⑥、⑧の地番が記されている（⑦はみえない）。同書所収・津野地区関係史料目録抄によれば同地区には多数の近世文書が、また津野出張所には多数の字図が残され



〈下採銅所のヤウジャク〉

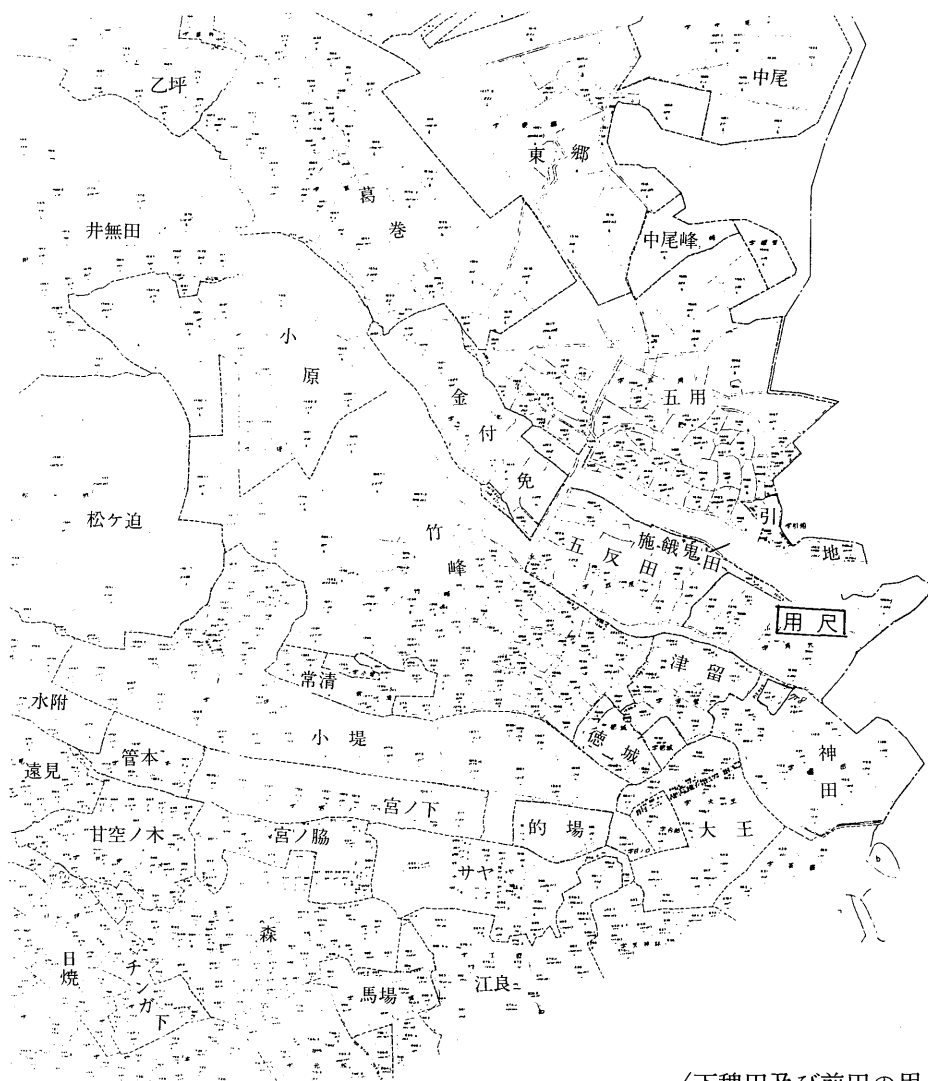
ている。水没地区の可能性もあるが今後の調査が一応期待できよう。

(Ⅲ) 京都郡

⑨ 行橋市 (旧稗田村) 下稗田及び前田の用尺

明治15年小字名調に下稗田及び前田に小字用尺が記されている。前田は明治になって下稗田から分村した村で、境界も入組んでいる。両村に共通の字名が用尺以外にも金付免、五用、五反田、八反田、郷田堀等多数みられるが、いずれも本来は一つの字名であったものが、分村の結果両村に属することになったと思われる地名である。

用尺は下稗田と前田の中間、長狭川左岸の小丘陵にある迫^(五)の中の水田である。この迫にはカネツケ免、御用、セガキ田、くずまき、五反田、用尺等がある。上部にあるカネツケ免は浅いところで膝、深くて股^{もも}までもぐり、「ただくれても作りたあない」深田であった。



〈下稗田及び前田の用尺〉

一方用尺はこの迫の最下部、集落に接したところにあり、湿田、じゅるい田ではあるが耕運機も入り、戦前の反収を比較すればカネツケ免の水田は反当2俵半、一方用尺はできて4俵、ふつう3～4俵であったという。一方対岸長狭川右岸平坦地は谷水田とは異なり4俵半ほどはとれていた。

この谷に隣接して前田大池がある。大池の創設年次は不明だが、造成にあたってこのカネツケ免の谷も池の候補地にあがっていたと伝承されている。現在このカネツケ免から用尺につながる迫は、一帯で唯一溜池のない迫であるが、溜池の造成も考えられる程水が豊富であり、なおかつ下流部にあって極端な湿田ではなく、安定した収量が期待できた田が

用作（用尺）として選ばれたと考えられよう。

なお稗田は天文2（1533）年の恵良文書（『大分県史料』8）に「京都郡くほの庄之内ひえ田」とみえ、窪荘に属し、稗田8町7反余が恵良盛綱から子信勝に譲られたことがわかる。また窪荘については観応3（1352）年の安楽寺領注進状案（『南北朝遺文』3-3340）に「窪庄地頭職本主余頼押領之」とみえる。（聞取調査・有松新男氏〈明35生・下稗田〉、末松六一氏〈明41生・前田〉より）

⑩ 苅田町（旧小波瀬村）^{あらづ}新津^{ようじゃく}の用尺

日豊本線小波瀬駅南方、線路の東方に新津の用尺がある。現在の古老たちが少年だった頃、即ち大正7・8年、一帯は大規模な耕地整理をした。基盤整備の専門家である糸島郡や浮羽郡の職人が来て工事をしたとのことだが、水田区画を整理するとともに排水施設の設置を行った。この結果、一帯の湿田は麦作も可能になったのだが、70年を経た今日暗渠排水機能が低下し再び湿田化し、麦作は困難になっているとのことである。

一帯の用水源は一口川^{いちぐち}という小流で、上流に大池があるが、大池の水は田植の根付^{ねつけ}に少し出す程度、それを出さなければ田植時期が著しく遅れるという時に出すのであり、あとは日での時に区の協議を経て抜くことになっていた。即ち予備用であって、それ程一口川の水は豊富にあった。

新津の水田の中では用尺^{ようじゃく}は一等田の方で、戦前で新津平均が5俵程の時用尺は6俵程、今も平均7～9俵程のところ8～10俵はとれるとのことである。旧小波瀬村土地宝典によっても用尺、ミマセは82等級で周辺で最高であり、隣接する野町が81、塚田が80という具合になっている。なお耕地整理以前の大絵図はかつて新津の区有文書として引き継がれていたが、現在は引き継がれておらず行方不明とのことである。また新津は比較的海に近いが、汐の水が入るといような塩害はないという。

（聞取調査・多門勇氏〈明43生〉、村上年尾氏〈大4生〉より）

⑪ 行橋市（旧稗田村）上稗田の用尺

先述⑨下稗田の南方が上稗田である。長狭川右岸には典型的な条里制耕地が展開しているが、そのうち下稗田はごんだ井堰（下稗田井堰）、上稗田は久保井堰（上稗田井堰）のかかりとなっている。久保井堰の名称は先述⑨窪荘に由来しよう。

用尺も久保井堰がかりの条里制耕地の中にあり、大体は湿田であったが、乾くところもあり、麦を植えることもできたとのことである。



〈新津の用尺〉

⑫ 荻田町 (旧白川村) 山口の用尺

大字山口の範囲は広く、平尾台・貫山山腹標高570メートルから標高20メートルの平地部まで標高差550メートルの中に山口、^{はったやま}八田山、^{とがくし}等覚寺 (北谷)、^{ほんたに}本谷と4つの集落がある。前二者は平地の山麓集落であるが、後二者は白山多賀神社にかかわる修験者の集落で、近年まで本谷には慶満坊、宝蔵坊、西の坊、門の坊、亀石坊、りっそう坊等、北谷には宮本坊、池の坊等多くの坊があったが、殆ど下山し、現在の本谷には谷の坊 (森下氏) 1軒が残るのみである。

さて山口、等覚寺、本谷で聞取調査を行なった結果、用尺の位置について記憶している古老にめぐり会うことはできなかったが、土地台帳・地籍図には用尺があった。但し用尺

青龍窟からの用水に依拠する西の谷である（西の谷は約5町9反、但し今は山林化）。

上記の地籍図にみえる用尺は山林であった。本谷から水尻に行く左側をナギン畑と呼ぶがナギは焼畑を意味しよう。古老は自分自身で焼畑を行なった経験はないが、明治5年以前、修験道で生活していた時にはダントコ（段々畑）があつてソバを作つたと聞いているという。山口・本谷の用尺は用作畠であつたのだろう。あるいは水尻近辺の水田だったのが地名が移動したとも考えられようか。

（聞取調査・森下俊治氏〈明35生・本谷〉、井上増次氏〈山口区長〉より）

⑬ 勝山町（旧黒田村）中黒田の用作については未調査である。

（Ⅳ） 仲津郡

⑭ 豊津町（旧稗郷村）国作の要用

惣社八幡宮に近接して南東に立地するのが国作の集落である。惣社八幡は菟川扇状地にのびる微舌状台地の上に立地しており、その北方台地先端に小字御所があり、奈良平安期の土器や古瓦を出土することから豊前国府・国庁跡に比定されている（豊津町教育委員会『豊前国府』Ⅰ～Ⅲ）。

国作字要用は明治15年小字名調では「用迫」「用シク」と記されるものに該当するが、その位置はまさしくこの小字御所に隣接する北方である。但し小字御所が微舌状台地上であるのに対し、小字要用は台地の下に位置し、両者の間にはおよそ2メートル程の崖線が存在する。要用は水田としては湿田で、特にこの崖線に近い部分が強湿田である。水がかりは菟川の水を徳政で取水する東郷用水であるが、この用水は仲津郡東郷即ち徳政、国作、惣社、竹並、有久と、田中の一部総計およそ100町ほどにかかる大用水である。

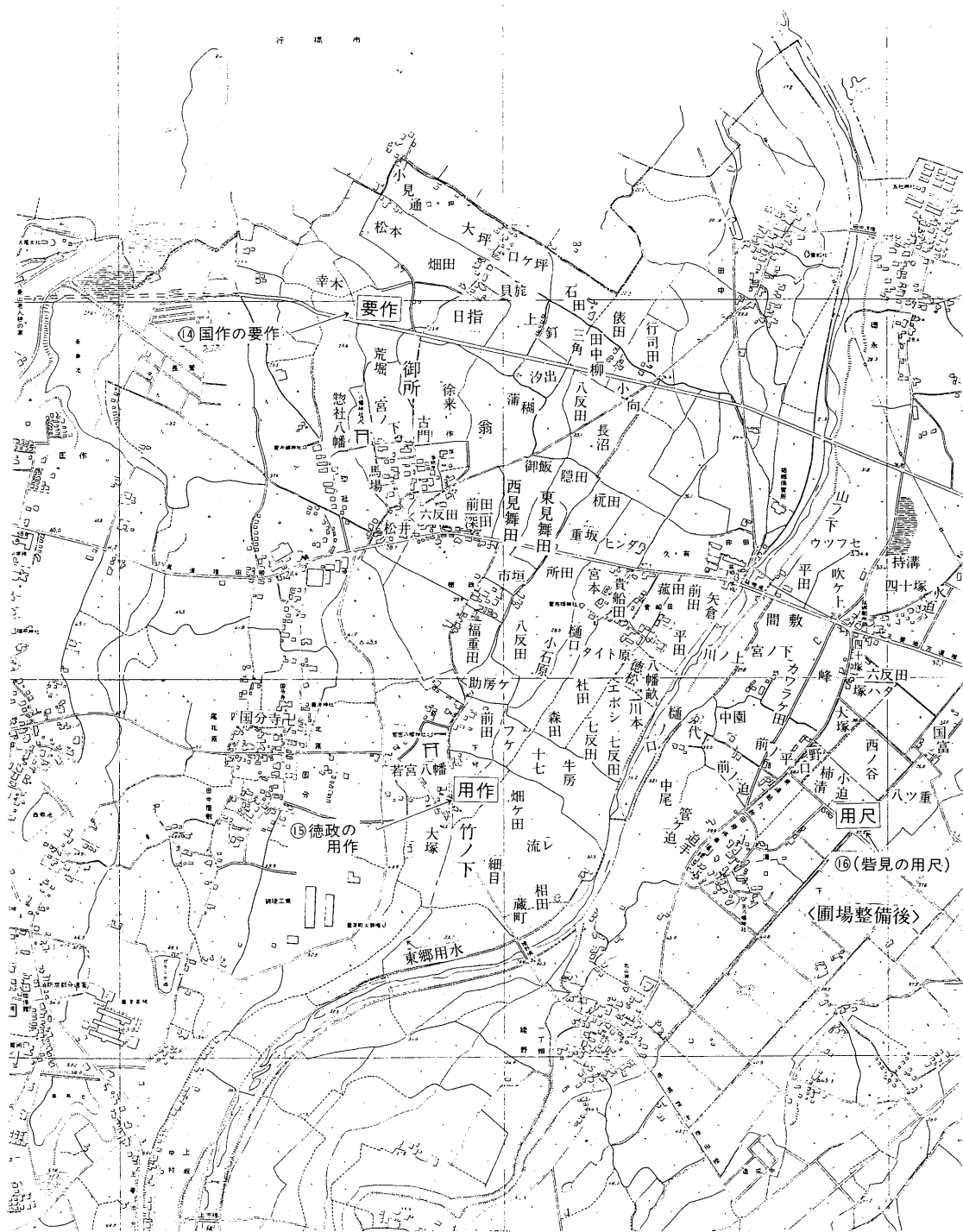
国作における上田は翁、汐出、御所等台地の上、下田は要用、蒲糊、徐来、前田等で要用は戦前には反当5俵ぐらいだったという。但し下田も旱魃には強いという長所があり、逆に上田は旱魃に弱かったという。

要用は東郷用水が不安定ないし存在しなかった段階を前提にした良田だったのではあるまいか。（聞取調査・中其信夫氏〈明40生〉、八丁兼夫氏、楠森貞子さん〈大1生〉より）

⑮ 豊津町（旧稗郷村）徳政の用作

先述⑭国作の南の集落が大字徳政で、史跡豊前国分寺跡のある大字国分に東接してもいる。

徳政から有久・国分東部にかけては1985年以来圃場整備が進行中であるが、典型的な条里制耕地で、用作に隣接する字名は「十七」となっている。徳政（下村）集落中心の丘陵上に若宮八幡社があるが、その下の耕地は北から前田、用作、竹の下となっている。



〈国作・徳政・磐見の用尺〉

一般に竹の下地名は館地名ともいわれているが、もしそうであれば若宮の近くに館があり、その前面の耕地が領主直営田である用作・前田として設定されたものと考えられ中世在地領主の館の構造のサンプルとも評価できよう。

用作は全て乾田で、一帯も前田の一部が湿田であるほかは乾田である。用作はよくできる田で昔は7俵ほど、しかし一等田は小字助房^{すくぼうけ}ケ、にたんま等で用作はそれよりは落ちたという。

一帯の水がかりは前掲⑭国作に同じく東郷用水である。先に中世の東郷用水が不安定であった状況を想定したが、用作に隣接して小字畑^{はたけ}ケ田がある。一般に畑ケ田は従来の畑を水田化した場合の田をいうことが多い。近世における井堰取水能力の向上にともない、こうした畑の水田化が行なわれたのではなかろうか。仲津郡東郷における条里制の施行は東郷用水の開鑿を抜きにしては考えられないが、古代中世にはその取水能力はまだまだ不十分だったように思われる。(聞取調査・山内キクヨさん〈明39生〉より)

⑯ 豊津町(旧稜郷村) 皆見^{あざみ}の用作^{ようじゃく}

皆見は菟川の水を布引で取水する下河原井堰のかかりとなっている。皆見は菟川右岸の河岸段丘の上、下に耕地がひろがるが、用尺は段丘上、即ち台地上の高燥地にあり、畑が多くそのへら(周辺)に水田があった。1970年頃圃場整備を実施したが、それ以前の小字用尺の範囲は水田1町程、畑1町程、併せて2町程であった。用尺の特色は水のかかりが悪く、「大いかり」と呼ばれる堰を堰きとめなければ水を入れることができなかったことで、このため用尺は9等田、10等田、最悪の田であったという人もいる。反収についても大体米はよくできたという人もいるが、逆に戦前で反収3俵がやっとであったという人もある。

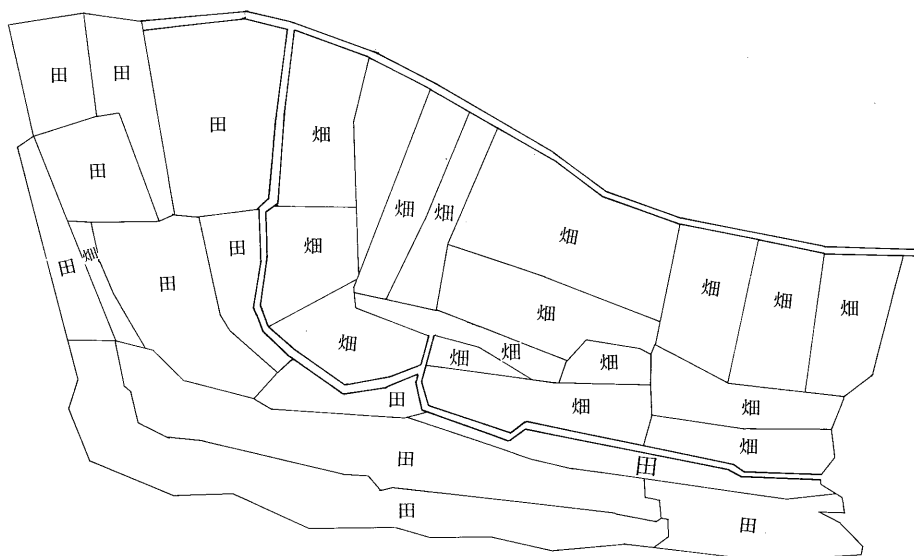
この用尺は勿論下河原井堰開鑿後はじめて水田化が可能となった所であるが、特に下河原井堰の水を得る上でかなり制約があったらしい点を考えると、用水の開通後さらに一定の期間を経たのちに水田化された新田であったように思われる。その点からすると、この小字用尺を直ちに中世領主直営田と見做し得るのかは暫し疑問があり、用作畠の可能性や小字としての定着過程等多角的に検討せねばなるまい。

(聞取調査・平田等氏〈大9生〉、藤田岩男氏〈昭9生〉、原田亀夫氏より)

⑰ 豊津町(旧節丸村) 吉岡の用作

この地は現地未調査であるが、地籍図によると、水源は頭無池の下にあって、頭無池とは別の字清水ヶ本における湧水からの用水のようである。湧水利用の乾田ということになるだろうか。現地調査を待ちたい。

ほか⑱犀川町久富^{シヤク}の用夕、⑲同内垣のよふじゃくについても現地未調査である。



〈皆見の用作－圃場整備前〉



〈皆見の用作－圃場整備後〉

(V) 築城郡

② 築城町 (旧築城村) 築城^{ついき}の夕作^{ゆうじゃく}

日豊本線築城駅から南に行き市街地を抜けると城井川^{きい}にかかる馬渡橋を渡り、左手に大野(王野)八幡社をみて築城・中ノ原に到るが、この道路と大野八幡^{ゆうじやく}の水田が夕作である。城井川南岸、築城から赤幡にかけては典型的な条里制耕地であり、夕作もその一画を占めている。

一帯では赤幡、広末等、上の方の田に水が入ると、溝に自然に水が湧いた。これを「ゆうすい」とか「よう水」といったが余水の意らしい。正式のいぜがかりではない水の意のことである。

また赤幡の北端にも少なくとも2ヶ所、はっきりした「でみ」があり、また「地獄極楽」と呼ばれる田では下から水がふきあげる所があるという(私が観察した時は非灌漑時期だったので湧水は殆どみられなかった)。

このゆう水^{すい}は20町ほどにもかかるが、水路は二手にわかれ、一方が五反田がかり、一方がひしゃげ(小字表記では飛下となっているが、しこ名では「ひしゃげ」、または「したげ」という)溝となっている。そしてひしゃげはゆう水のほか笹池のかかりとなっており、この溝の水が夕作にかかった。但し用水は常に不足気味だったから旱魃時には番水を行なった。

一帯は乾田が多い。夕作は上田であるが水に苦勞するとのことで、夕作、五反田は反当9~10俵の収穫があるという。勿論麦も作るが湧き水の近くは、じゅる田があったという。

今このゆう水の湧水点から夕作を経て大野八幡社の下に到る幹線水路を観察してみると、明らかにこの水路が周辺の水田よりも一段低い水田の中につけられていることがわかるが、あたかも自然水路のように思われた。

湧水利用の条里制耕地である一帯の開発は相当古いと考えられるが、中世在地領主は神社にも近い古田で、反収の多いこの地を用作として選定したものであろう。

なお一帯は弥勒寺喜多院領大野荘故地とされている(『荘園志料』)。

(聞取調査・山田義彦氏〈大8生〉、田村清隆氏より)

② 築城町 (旧下城井村) 赤幡^{ゆうじやく}の用作

赤幡には赤幡八幡社があり、かつては現在地に隣接する城山にあったものと伝承されている。この赤幡社について『宇佐大鏡』は、

赤幡社 田六丁 本ハ府領也 近来被押取桑田庄也
あるいは、

赤幡社者本府領也、而源帥卿之御任、於御宝前毎日勤修千手陀羅尼、彼供料以去保安

二年三月八日、被奉寄三箇社其一也
と記している。

この城山に登ると眼前に条里制耕地がひろがっているのを見下ろすことができる。この条里耕地を灌漑するのは一に城井川から取水する柏木井堰、二に池底から吹き上がる湧水を水源とする清水池、三に谷水を水源とする新池である。

城井川には多くの堰が設けられており、ために旱魃時には枯れることもあり、川の水がなくなった場合に新池のひび（栓）を抜くという。柏木井堰の受益地は旧下城井村の赤幡のほか、旧築城村に属す広末・越路があり、昔（明治か）裁判の結果、広末等4、赤幡6と定まり、赤幡八幡の下に3間の石畳による分水堰が設けられ、堰は広末の方が5センチ高くなっている。旧築城村ではこの水を沼ヶ迫（ぬまさか）池や、安永（はたな）池に貯水して灌漑した。

このような柏木井堰のあり方は取水堰における取水能力の向上につれて展開されたものであろう。分水量において灌漑面積に比し赤幡がかなり有利であるのは、歴史的にみて柏木井堰の開鑿に赤幡が中心的な役割をはたしたことを示していようが、のち取水能力が向上し大規模溜池が築造されて広末・越路分の比重が増したものと考えたい。

即ち赤幡一帯の耕地はⅠ清水池の水源である湧水により開発された耕地（条里制耕地）、Ⅱ初期柏木井堰の開鑿により水田化された耕地、Ⅲ柏木井堰の取水能力強化及び新池の築造等に伴ない水田化された耕地の大きくいて3つに分類できると思われる。

さてこの地の用尺は実は条里制耕地からはずれ、接してはいるがその西側の非条里制地割に存在する。面積は7、8反程、全て川がかりで清水池の水はかからない。従ってⅠ清水がかりを第一段階、Ⅱ初期柏木井堰を第二段階とみることができれば、用尺は第二段階における新田ということになろう。また畑田のような地名もあるが（福岡⑮等参照）、第三段階の柏木井堰強化・新池築造に伴なう新田地名と考えたい。

用尺は麦も作る乾田であり、良田であるが、竹の下等（ん）に比べると反収はややおちた。砂地まじりで水もちが悪い田とのことである。

（聞取調査・大丸治美氏〈明44生〉、末次征夫氏〈大9生〉、村上一房氏〈明33生〉より）

② 築城町（旧下城井村）安武の用尺

安武の耕地は城井川の水を袈沙丸と安武の間で取水する大井手と、松丸の大西池よりの西郷川の水とで灌漑するが、用尺は前者の大井手がかりである。

この地のヨウジャクは用尺と書くが正しくは用勺ではないかという人もいる。3段の大きな田を含め4まちで計5、6反が用尺の範囲で、ふつうはよくできて8俵、戦前は4～5俵ほどだったという。一帯は水不足のため、まるきり甲羅のような田で、大井手の分水

点での水争いや、夜水の盗水等が絶えなかったという。

(聞取調査・井上倉太郎氏〈明31生〉より)

㉓ 築城町 (旧築城村) 下別府^{ゆうさく}の夕作

上別府と下別府の境界近く、中村重義氏の宅地の周辺が夕サクで、宅地化により水田は極めて少ない。城井川から取水する一の井の用水かかりとなっている。

なお一帯は㉔に同じく大野荘域と考えられるが、別府は文治4(1188)年の益永文書『鎌倉遺文』1-314)に筑城郡大野荘内恒富名に関連して登場する別符大夫種澄朝臣や嘉暦元(1326)年の日名子文書(『大分県史料』11)にみえる別府孫太郎種房の苗字の地ではなかろうか。

㉔ 豊津町松丸の夕尺 ㉕ 同榛原の勇枳については未調査である。

(Ⅵ) 上毛郡

㉖ 新吉富町 (旧西吉富村) 尻高^{しったか}の勇尺

中津平野の西端、佐井川の右岸に尻高がある。尻高は黒川という中小河川が形成した開析谷の中にあり、尻高上、尻高中、尻高下の3集落からなり、勇尺は尻高下にある。ただこの尻高下は黒川の水位が低いため、用水源として黒川は利用できない。尻高下の用水は一に佐井川より取水してくる緒方井堰、二に谷の小流より引水する持溝川の水である。

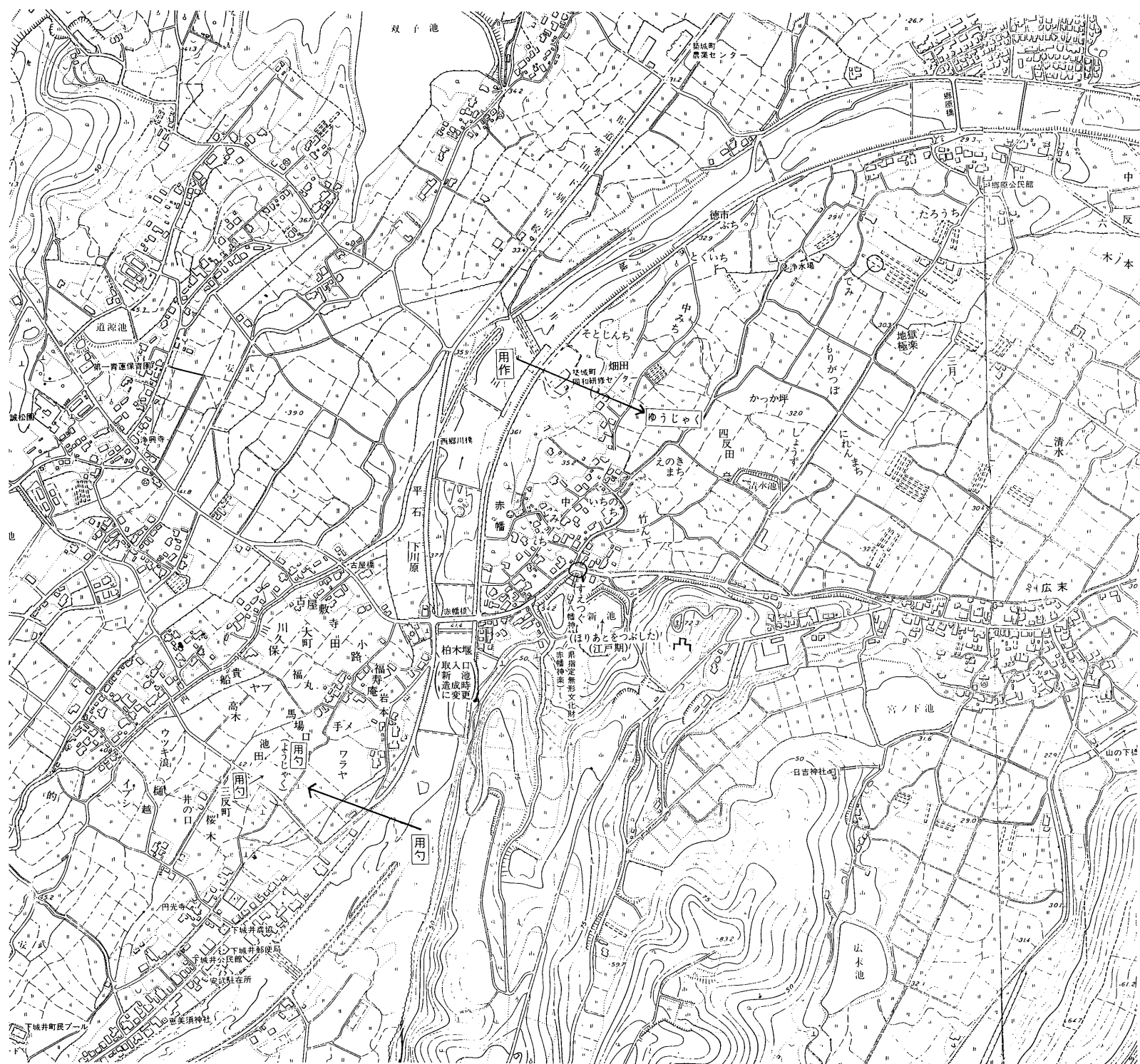
※明治33年持溝川上流に矢方池が作られた。黒川上流の水をトンネルによって集水する大規模な池で、佐井川の右岸及び川をこえて対岸(豊前市黒土)まで、併せて600町にかかっていた。但し水路そのものは従前の緒方水路等を利用したものである。

昭和8~10年土手を7メートル嵩揚げし、倍の規模としたが、この時西吉富が矢方池水利組合から脱退し、今は新吉富と豊前市450町を灌漑している。

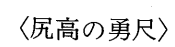
佐井川に設けられた井堰には上流から白岩井堰、緒方井堰(以上右岸)、三毛門井堰(川辺井堰・左岸)、底石井堰(右岸)、浅原井堰等がある。これら佐井川から取水する井堰は川幅の半分までしか堰き止めてはいけないきまりとなっていた(このことは空中写真の判読によってもよくわかる)。佐井川の水量が少なく、各井堰に公平に水を分配するための不文律であろう。

緒方井堰は西吉富村のみで150町を灌漑する大用水で、尻高下耕地8町8反にも全てこの水がかかっている。尻高下・勇尺等には緒方井堰の一分水、坂井手^{さか}がかかった。

緒方井堰^{いぜ}は佐井川から引水したのち「古川」と呼ばれる旧河道を横断し、佐井川河岸段丘崖線にあがる高度な技術をもつ用水である。この上流には白岩井堰があり、緒方井堰灌漑域の上部を灌漑するが、これもまた岩盤をうがって造られた高度な技術による用水路



〈赤坂・安武の用夕〉



である。緒方井堰及び白岩井堰は多くの分水路を派生し、緒方、成恒、大ノ瀬、安雲、ハツ並方面を灌漑するのだが、坂井手は緒方井堰が大ノ瀬方面への水路を分けたのちに尻高方面に派生する分水路である。

ところでこの坂井手は矢方池から流下する持溝（川）と交叉（上方交叉）している。この坂井手と持溝の交点のわずかに上流に持溝川に入る尾崎池という小さな溜池があり、勿論矢方池よりはるかに古い池と考えられよう。しかしこの持溝川の水は字宮の久保、いん給^{きゅう}などを灌漑するが、小字勇尺には入らないようになっていた（坂井手とは大分⑧上高でみたように逆井手の意であろう。逆勾配にむかう水路をいったものと思われる）。

勇尺は乾田で一帯における良田である。一帯の一等田は小字畑田・持溝（うち乾田部分）等で、勇尺はそれよりやや落ちて二等田、反収は戦前でおよそ6俵、現在は8～9俵であるという。

勇尺の近辺には小字木楽寺^{きらくじ}があり、かつて山上に木楽寺という寺があったと伝承、またやや離れて尻高城主津留氏の菩提寺があった。

中世における勇尺周辺の灌漑状況は明らかではないが、やはり緒方井堰が主水路であったものであろう。なお緒方井堰の分水点に小字井領があるが、井料田に関連しよう。

緒方井堰の広大な灌漑域の中には相良文書・宝治3（1249）年鎌倉將軍家下文（『鎌倉遺文』10-7059）や弘安10（1287）年沙弥迎蓮譲状（同21-16253～4）にみえる上毛郡成恒名の故地である成恒が含まれている。譲状坪付にみえる地名のうち、井上(名)、太郎丸(名)、岩丸(名)、きふね、もも田、みとり山等の多くの中世地名が現在も小字名として残る。緒方井堰が中世以前に起源をもつと考えられることの一つの傍証であろう。

なお承元3（1209）年12月6日関東御教書案（到津文書、同3-1820）に、
（宇都宮カ）
「信房申前大宮司公定宿祢、差遣扶持人等於豊前国上毛郡尻高浦、令夜討殺害藤右馬允秀忠之由事」

とあって、宇都宮一族と推定される藤原秀忠が尻高浦にいたことがわかるほか、観応3（1352）年の久恒文書に尻高次郎四郎の名がみえる（『南北朝遺文』3-3382）。

（聞取調査・祐徳民彦氏〈明38生〉、中森一郎氏〈大7生〉より）

㊦ 新吉富町（旧南吉富村）宇野の遊作^{ゆうじゃく}

宇野の地は天文前後には恵良氏の領地であった（恵良文書・天文12〈1543〉年・恵良盛綱譲状〈『大分県史料』8〉）。

佐井川と山国川の中間に展がる沖積平野には条里制遺構が残存し、一の坪、十二等の条里地名も残っている。宇野の遊作もそうした条里制耕地内にあるのだが、地割そのものは

乱れており、方格地割をとってはいない。

水がかりは松本地内にある三ツ池、即ち新池、大池、前池と隣接する菰池の水を三ツ石溝で引水するようになっていた。但し菰池は宇野の下流、垂水地区の池として、底から3分1は垂水地区が独占する池であり、垂水地区から要請があればいつでも水を出さねばならない慣行であった。垂水が宇野地区内の土地を利用して池、水路を作ったことを受け、



〈宇野の遊作〉

余剰水の権利を宇野が得たものであろう。他に補完的に友枝川の水も利用することができたが、これは大正6年以降に作られた水路であり、余水利用的なものだった。

※ 大正5年・農商務省農務局『農業水利慣行調査』259頁に、

「築城郡南吉富村大字垂水地内地目変換田五町歩余ハ用水不足ニ付水量充分ナル大字宇野所有溜池ノ用水分配ヲ希望セルモ溜池関係区民ニ於テ慣習上之ガ分配ヲナサス仍テ同村内ヲ貫流スル友枝川ニ堰ヲ新設シ用水補充ノ策ヲ講ゼントセシモ是亦下流堰係ノ紛議ヲ惹起シ容易ニ解決ノ見込ナシ」

とある。また大池上流にある大迫池は明治年間、日露戦争前に築造されたものである。

さて一帯での最上田は垣添筋と呼ばれる一画、即ちこの遊作を含む一帯で、今日ではせうち、つまり1畝の中に1俵、反当10俵とれる優良田で、戦前でも7俵から7俵半はとれた。遊作に隣接して小字古神田、小字井料がある。神社に隣接する用作地名が多かったが、またこのように神田地名に隣接する用作地名も多いし、井料地名に隣接する用作地名もまた多い。勿論井料は用水管理にあてる費用をまかない、農民に共同管理された水田である。(なお小字井料の西方約100メートル、小字上清水、樋掛には湧水地点があり、下流域の灌漑に利用されている。)

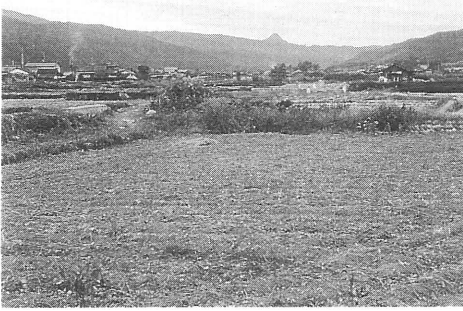
また宇野近辺の地名には小字仏成寺、小字京免(経免の意)のような寺関係の地名や、小字門田(やや湿田がかっており、遊作より反収は若干落ちる)、小字前田、そして鎌倉等の注目すべき地名もある。

宇野の遊作は現在のような大規模な溜池群が完成される以前、小規模な溜池ないし自然流水に依拠していた水田で、地味のある良田だったと考えたい。

(聞取調査・坪根正信氏〈大13生〉、園田喜太郎氏より)

㊤ 豊前市(旧合河村)下河内の夕尺^{ゆうじやく}

この夕尺地名は明治15年福岡県小字名調にみえているが、その後小字の統廃合があっ



〈下河内の夕尺〉

使用し、夕尺のある下河内は大井ぜの水を用い、夕尺にはそのうちおどの溝（乙溝か）がかかった。

下河内は全体に乾田が多く反収も現在は9俵ほど（戦前は7俵）、夕尺もまた上田で戦前で7俵^{うえ}の上を収穫することができたという。

下河内一帯は水が豊富で旱魃^{かんぱつ}しらずという人もあるが、時間給水を行うことがあったらしい。三毛門等下流の村々が一字あたり酒2升ほどをもって要請に来た場合は、年に2～3回、合河の水が不足していても水を流してやる慣行があったという。水上として強い水利権を有していたものであろう。（聞取調査・中島藤十郎氏〈明41生〉より）

ま と め

以上大分県（豊前・豊後）31ヶ所、福岡県のうち豊前19ヶ所、参考1ヶ所、計51ヶ所の用作地名を現地調査した結果を報告した。きわめて繁雑な記述になってしまったことをまずおわびしたい。

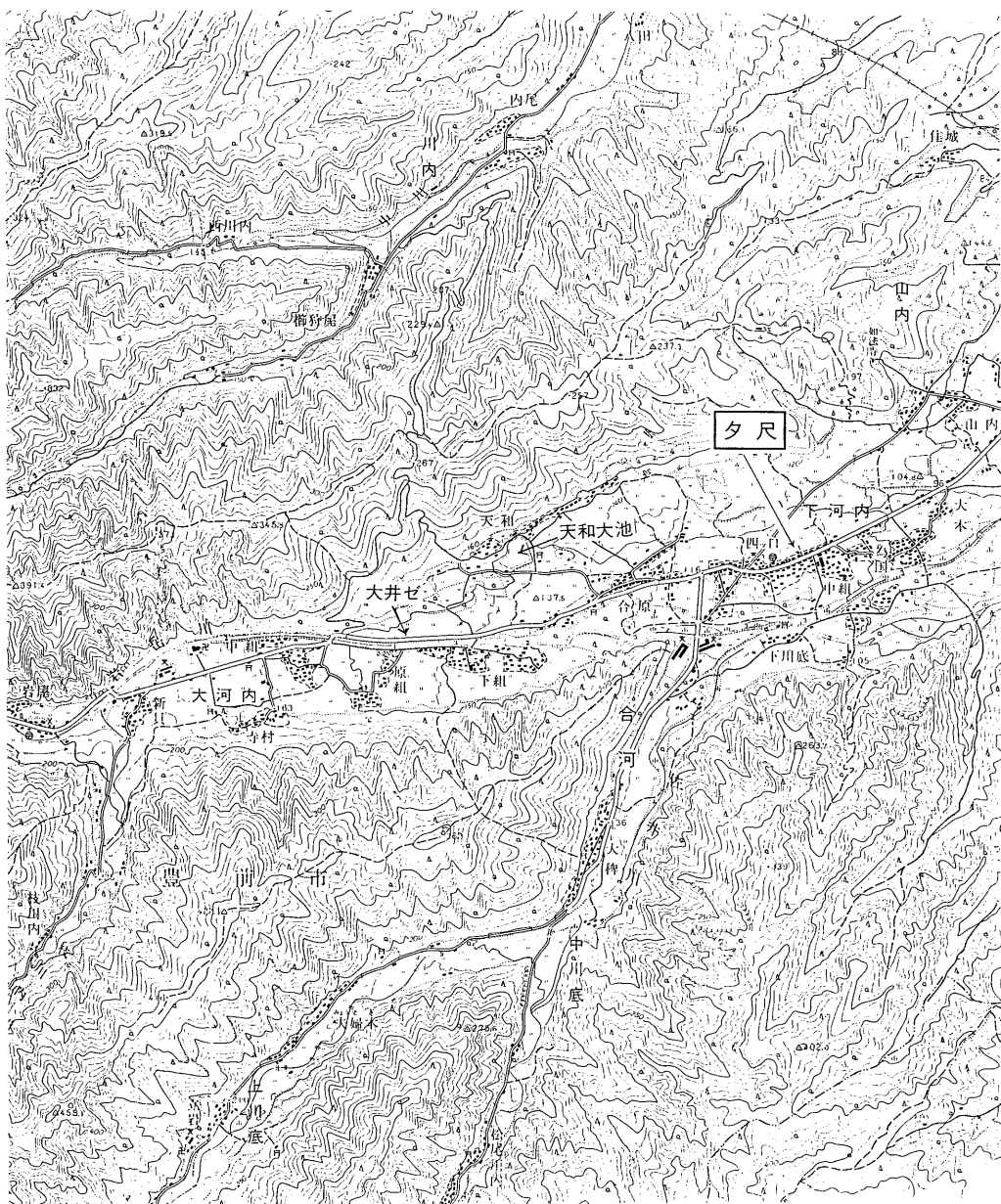
ヨージャク、ユージャクとは「中世、荘園における領主・荘官・地頭などの直営する田地」「土豪の手作地」というのが地名辞典類の解説である。用作地名の存在にふれる大分県内の市町村史は比較的多いが、いずれも用作をこのような土地として説明している。しかしそれぞれの用作の立地条件等を具体的に言及した上で用作について説明しているものは管見の限りではみられなかった。実際に51ヶ所を自分の足で歩いてみると、用作とはこうした辞典的解説のみでは簡単に説明しきれないと思う程、多様で複雑なものという印象を受けた。

以下これらの用作をいくつかに分類し、また共通する事項をとりあげて整理しておきたい（以下後掲表参照のこと）。

たようで、現在は小字にはなっていない。

現在合河のうち渡辺幸男氏宅をゆうじゃくといい、その一帯の水田をゆうじゃくともいう。また近辺の人家を含めて夕尺ということもあるという。

下河内全体の水利は佐井川の水をあげる大いぜ（ねたろう井ぜ）と天和年間に作られた天和の大池（新田池）の二つのかかりとなっているが、天和池は天和、山内、横武のみが



〈下河内の夕尺〉

※㉔(未)は未調査であるが地図等より推定したものの

1) 大分県(豊前・豊後)の用作地名

		下毛郡	宇佐郡	東西国東郡・大分郡	大野郡・直入郡	日田郡
中世的形態を継承するもの	④中世的形態に近いもの	①耶馬溪町山移 (下百谷) ; 用作		⑭炬島村 ; 用作		②天瀬町塚田 ; 用尺
		②耶馬溪町山移 (鹿倉) ; 用作				③天瀬町五馬 ; 遊雀 ⑤前津江村赤石 ; 勇若
	⑤近世的景観の中に埋没	③耶馬溪町津民大野 ; 用作	⑦宇佐市四日市町上元 重 ; 用作	⑮豊後高田市田染相原 ユウジヤク ⑯大分市中尾 ; 遊若 ⑰大分市大南町下剗田 ; 用作		③天瀬町築ヶ瀬 ; 用作
		④山国町長尾野(大石 峠) ; 遊雀	⑧宇佐市四日市町上高 ; 用尺 ⑨宇佐市和氣 ; 用作 ⑪院内町来鉢 ; 勇弱		⑲久住町白丹 ; 用作 ⑳郷地町上尾塚 ; 上用 作、下用作	
難解(煙の可能性のあるもの)	中世的形態を継承するもの	⑤山国町上守実(上志 川 ; ユウシヤク)	⑪安心院町深見・新貝 ; 夕弱 ⑫宇佐市長洲町住江 ; 用尺 (⑬四日市町・上高 ; 用尺)	⑲狭間町酒野 ; 用石 ⑳狭間町高崎 ; 用着 ㉑大分市旦野原 ; 用作 (未)		
		⑥山国町榎木 ; ユウ若 (備若)	⑬院内町五名 ; 夕尺	㉒安岐町塩屋 ; 用尺	(㉓白丹 ; 用作)	③天瀬町桜竹 ; 用ジャ ク
	未調査					②前津江村大野内後原 ユウシヤク ③同赤石天ケ林 ; ユウ シヤク ④同長倉 ; 勇若
				②湯布院町川上 ; 用作 ③同中川 ; 夕宿 ④津原町太田 ; ユウシヤク ⑤同沢田 ; 袖尺 ⑥海 ; 袖尺 ⑦宝 ; 夕寂 ⑧大分市下郡 ; 勇 ⑨野 ⑩同朝 ⑪西長 ⑫郡 ⑬下郡	⑪直入町下田北 ; 有若 ⑫竹田市倉木 ; 用作 ⑬大野郡大野町沢田 ; ※大野は⑫に同じか 袖尺は⑫に同じか	④上津江村川原 ; ユウ シヤク ⑤大山町東大山 ; 用尺 ⑥前津江村大野板付 ; ユウシヤク ※前津江村大野は⑥に同じ

Ⅱ) 福岡県 (豊前) の用作地名

		企 救 郡	田 川 郡	京 都 郡	仲 津 郡	築 城 郡	上 毛 郡
中 世 的 形 態 を 継 承 す る も の	④ 中世的形態に近いもの	渥田		⑨行橋市下稗田 (前田) ; 用尺 ⑩刈田町新津 ; 用尺			
		乾田	⑤香春町下採銅所 ヤウシヤク	⑪行橋市上稗田 ; 用尺		②①築城町築城 ; 夕作 ②①同赤幡 ; 用尺 ②②同安武 ; 用尺 ②③同下別府 ; 夕作	②⑥新吉富町尻高 ; 勇尺 ②⑦新吉富町宇野 ; 遊作 ②⑧豊前市合河下河 内 ; 夕尺
	⑩ 近世的景観の中に埋没	渥田	④北九州市小倉南区 葛原(上葛原) ; 用作		⑭豊津町国作 ; 要作		
		乾田			⑮豊津町徳政 ; 用作		
難 解 (根の可能性があるもの)	未 調 査			⑫苅田町山口 ; 用尺	⑯豊津町皆見 ; 用尺		
			⑥添田町下津野・ 馬場用作⑦同中山 用作⑧同小ヶ倉用 用作	⑬勝山町中黒田 ; 用作	⑰豊津町吉岡 ; 用尺 ⑱庫川町久富 ; 用尺 ⑲同内垣 ; ようじやく	②④豊津町松丸夕尺 ②⑤同篠原 ; 勇尺 (※築城町上別府 ; 夕作は②に同 じか)	

I 用作が一帯における最良田である場合

大分③、⑤、⑬、⑭、⑮、⑯、福岡①、④、⑩、⑫、⑰、⑱

これは中世の領主が一帯における最良田を選択したという歴史的経緯が現在にまで継承されている事例である。それだけ一帯の変化が少なかったことを意味するものであろう。中世的特色を忠実に伝えるこうした事例が12例の多数に及ぶことは注目されよう。

II 一等田ではないが、比較的地味の良い二等田である場合

大分①、②、④、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫、⑮、⑲、⑳、㉑、㉒、福岡②、⑤、⑨、⑪、⑮、⑲、㉓、㉔

これも20例と多数である。あるいはこうした水田そのものが平均的水田なのかもしれないが、中世当時は最良田であったが、近世以降漸次周辺の開発が進むにつれて相対的に二等田化したものも含まれていよう（大分⑩、⑪、⑫、福岡㉔等が該当しようか）。

また聞取の際、まあまあの田、良い方の田といわれたもので、実際には『土地宝典』の評価が一帯では最高だったもの（福岡④、⑩）もある。「一等田はどこで、用作はそれより落ちる」等と明言されたもの以外は、地力の評価、また反当収量の絶対量については主観的要素あるいは聞取調査への警戒心等に左右されているものもかなり含まれよう。

さてI、II併せて50例中32例の用作は良田という結果が得られた。地力に関する調査が不十分な数例（大分⑭、⑲、㉑、福岡③、㉓）を除けば45例中32例、73パーセントが良田ということになる。

III 湿田で下田の場合

大分⑨、⑬、福岡⑭

下田という評価についてはIIで述べたような問題は残るものの、この3ヶ所はいずれも湿田であり、根腐れをおこしやすかったのであろう。なお水利が不安定であった中世においては湿田で水の便が得やすいということ自体が尊ばれた可能性もある。

IV 水田が存在しないもの

大分⑬、㉑、㉒、㉓、福岡⑫、（参考例・阿蘇）

僅少だが水田ではない用作があり、地目は多く山林である。いずれも標高の高い山間部である。これらを直営田とは見做しがたく用作畠等の可能性のほか小字名決定の際の経緯（範囲の移動）等の検討も必要である。福岡⑫、大分⑥についても同様の観点から検討したい。

V 神社に隣接、近接して用作がある事例

大分⑦、福岡①、⑭、⑮、

VI 用作に隣接して「神田」、「古神田」地名がある事例

福岡①、⑨、⑳

これらのように神社に関連の深そうな用作も多い。このことについては次の2通りの考え方ができよう。まず用作が神社の手作地だった場合。『宇佐大鏡』にみえるような用作は、宇佐社の直営田、各荘荘官の手作地であるが、実際には宇佐社領の荘郷におかれた各八幡社が手作地としたのではなかろうか。この場合神田イコール用作となるが、宇佐社領の分布の濃い二豊における特殊な現象、表現ともいえる。

今一つの考え方は元来の古田、良田である神田を、地頭等が押領した場合で、こうしたケースは中世文書の上ではしばしばみられる。

「神田内四段大を召上げられ、御正作に成さる」(『鎌倉遺文』16-12466)

「神民ら相伝の能田を撰取り、地頭分と号して領作せしむ」(『鎌倉遺文』5-2982)

このような事例が多いことを考慮すれば、用作の周辺に神社・神田があることは元来神田であったものを地頭らが押領したものとして説明ができる。

VII 用作が「井料(田)」と隣接している場合

大分⑧、福岡㉑

用作は手作地といわれるが、実際には高斗代で一般農民に請作させることも多かった。

一方井料^(惣)も共有田として一般農民が請作した。両者が近接する事例があるのはそうした点も関係あろうか。但し事例は少ない。

VIII 周防灘に面する海岸地域の用作は標高3.5～4メートル、その下(標高2メートルほどの位置)に大樋・唐戸と呼ばれる樋門が設けられるものが多い。干拓地に直面する地域の古田、安定田である。

大分⑨、⑫、㉑、福岡①、④

IX 中世当時の用水末端に位置し、中世の開発の最前線であったと考えられるもの

大分⑧、⑮、福岡⑭、⑰(地籍図による)、㉑、㉒

これには当然、前者VIIIの四ヶ所も含まれる。領主主導型の新田開発、用水開鑿が行なわれた場合、当然その新田部分には領主直営田が設けられたものであろう。中世における新田であり、V、VIでみたような古田とは対極になる。合計11例。

X 条里制地割との関連でいえば、完全に地割の中にくみこまれているものと、接してはいるがわずかに地割からはずれるものがある。

前者(条里地割)……福岡⑪、⑮、㉑

後者(条里地割に隣接するが、非条里地割)……大分⑫、㉑、福岡㉑、㉒

前者を古田と考えると、後者は古田開発後の第二段階の開発田ということになろうか。

なお日野尚志「豊前国田河・企救・下毛・宇佐四郡における条里について」、「豊前国京都・仲津・築城・上毛四郡における条里について」（『研究論文集（佐賀大学教育学部）』25・22）では、福岡④、⑬、⑳をいずれも条里地割と認定されている。しかし個々の用作地名水田をみる限りでは地割の乱れが顕著なため、ここでは一応除外した。また大分⑦も一見方格地割だが、小倉池まわし溝に規制された可能性があり、保留しておく。

XI 大規模用水を必要としない湿田を占地しているもの

表に掲げた湿田全て、大分15例、福岡4例

周知のように中世の安定水田は大規模用水を必要としない谷水田（迫田）等湿田であるといわれている。（古島敏雄『土地に刻まれた歴史』、永原慶二『日本中世社会構造の研究』ほか）。水田43例中19例をこのタイプが占めていたことは、古島氏、永原氏らが説くように、谷水田が中世の安定田であったことを示していよう。

なお館地名と考えられる堀の内に近接する用作は大分③のほかは殆どなかった。但し「竹の下」に隣接するものは大分⑦、福岡⑮などいくつか例がある。

また湧水利用の乾田は中世安定田の一典型と考えられるが（服部「みそさく考」〈『信濃』38-3〉）、二豊では福岡⑰、⑳等がそれに該当しよう。事例は少なかった。

以上50数例の用作の特色をあげてみた。用作の実態は多様である。そのことは古文書に登場する用作そのものが多様であることから予想されたことである。『宇佐大鏡』にみえるような数十町に及ぶ用作もあれば、戦国期、各名に付された1反前後の用作もある。多様な文献上の用作の諸形態をここで論ずる余裕はないが、中には出挙借米を返済するまでの期間を限定して自身の用作を「可有御用作」として提供した表現もみられる（永弘文書）。われわれとしては多様な用作のうち、地名として残るような用作、即ち規模も数反以上あり、その利用も長期に亘った用作が、歴史史料である「地名用作」の特質であることに充分留意することが必要である。

地名用作を史料として利用する際の留意点は、元来の中世用作が今日地名用作として確定する迄の過程である。地名用作の範囲は拡大することもあるれば、縮小することもあったであろう。稀な場合には隣地に移動することもあったのかもしれない。

また地名用作の時代性も問題になる。本稿では用作が中世地名であることを前提に議論を進めてきた。しかし大分⑱中尾の遊若のように「植え召され」という行事が記憶されていたことは、その地が新しい時代にも中世の用作のような形態で使用されていたことを暗示していよう。

『地方凡例録』に「(佃御正作は) 往古兵農分れざる時のことと聞ゆ」とあるように、武士の直営田である用作は理論上は兵農分離後は存在しない。しかし土豪の系譜をひくものが、豪農として引き続き在村し「用作」と同じように特定の水田を使用し、村内農民に請作させた、ないし村内農民を使役していたとすれば、そうした地が用作と呼ばれ続けた可能性も決してないとはいえない。

勿論こうしたケースは用作全体の中では例外的な存在であろう。しかしこうした調査法における留意点の一つである。

しかし一方では福岡③到津の用作のように、近代に到っても名誉ある大嘗祭齋田にその地が選ばれたということは、歴史的背景を失ったのちも「用作田」の神聖性の認識が持続したことを示すものとして、大いに注目すべきである。

なお聞取調査共通の問題でもあるが、圃場整備後長期間を経過している場合、つまり記憶の中にしか用作が存在しない場合には、正確に聞取らなければ誤まった話を聞くことにもなる。大分⑦元重の場合、水がかりについて答えてくれた古老は2人までが最初は小倉^{おくら}の池のかかりであると返答された。小倉の池は慶長10年(1606)年細川忠興によって作られた池であるから、それをうけたはずの用作一帯は中世から近世にかけて相当大規模な変化があったことになる。しかし地図等をみながら話を進めていくうちに、実は用作は末村井堰のかかりであることが正しいと記憶が戻ったのである。

この種の問題は聞取対象をふやし、聞取る側も過去の詳細地図ほか多くの材料を用意して調査する等、調査方法を改善することによって解決可能と思われるが、今は調査不十分な箇所を再調査するだけの時間的余裕もない。この点もし事実の誤認等があれば、地元関係各位からの情報をおよせ願えれば幸甚である。

はじめに述べたように本調査(特に大分県分)は殆ど海老澤衷氏と一緒に行ったものである。最初に酒野、高崎等を訪れたのが1982年であるから5年がかりの調査となった。この間氏には多大な御迷惑をおかけした。しかし私にとってはこの5年間に誠に貴重な得難い思い出となった。改めて心より感謝したい。また宇佐市教委・小倉正五氏、大分市教委・安部幸人氏、前津江村公民館長・梶原元一氏、築城町文化財協議会長・松下辰章氏をはじめ多数の方々の御協力を得たことも併せ記し、謝意を表するとともに、編集にあたられた後藤正二副館長、作図に御協力いただいた久恒章子氏をはじめとする資料館の皆様は心よりおわびとお礼を申しあげる次第である。